

令和4年11月22日

郡市医師会  
担当理事 殿

神奈川県医師会  
理事 高井 昌彦

(令和5年1月始期) 新型コロナウイルス感染症対応  
日本医師会休業補償制度について

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会活動にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について日本医師会常任理事より別添のとおり通知が参りました。

本制度は、一昨年11月に日本医師会の会員向け補償制度として創設され、来年1月1日に満期を迎えますが、令和4年度(令和5年1月始期)も制度として継続されることとなりましたので、ご案内するものです。

この1年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が第6波、第7波と押し寄せ、補償金のお支払いが大幅に増加したことから、今回は制度存続に向けて一部条件の変更を行ったとのことです。

制度の詳細等については、別添のチラシと下記 URL からご確認ください。

なお、補償金請求の際の提出書類に「休業証明書」があります。会員医療機関が休業(又は外来閉鎖)したことを証明する書面であり、地域の直接的な窓口となる貴会(郡市区医師会)に、「休業証明書」の発行をしていただきたくお願い申し上げます。(なお、本会に問合せがあった場合は、こちらでも発行いたします。)

「休業証明書」のフォーマットについては、日医のHPに掲載されておりますので、そちらをご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件をご了知いただくとともに、貴会会員へご周知、そして、休業証明書発行の依頼の際には、ご対応の程お願い申し上げます。

記

■日本医師会 HP (日本医師会休業補償制度)

[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/001378.html](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/001378.html)

事務担当：病院診療所支援課 小田  
〒231-0037  
横浜市中区富士見町3-1  
TEL：045-241-7000 FAX：045-241-1464  
e-mail：n-oda@kanagawa.med.or.jp

日医発第 1611 号（医賠償）

令和 4 年 11 月 17 日

都道府県医師会  
担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会 常任理事  
今 村 英 仁  
(公印省略)

(令和 5 年 1 月始期) 新型コロナウイルス感染症対応  
日本医師会休業補償制度について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、一昨年 11 月に日本医師会の会員向け補償制度として創設しました「新型コロナウイルス感染症対応 日本医師会休業補償制度」が、来年 1 月 1 日に満期を迎え、令和 4 年度も制度として継続することになりましたので、ご案内申し上げます。

この 1 年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が第 6 波、第 7 波と押し寄せ、補償金のお支払いが大幅に増加したことから、今回は制度存続に向けて一部条件の変更を実施しておりますが、医療機関の経営安定化に引き続き寄与できる制度となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件ご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会ならびに関係医療機関への周知方につき、ご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

■補償期間：令和 5 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 月 1 日まで

■変更点：下記①・②とも制度初年度の補償条件と同様となります。

①休業日数の見直し

補償金をお支払いができる条件を、「休診日や土日・祝日を含む連続 3 日以上」から、「休診日や土日・祝日を含む連続 7 日以上」に変更します。

②補償上限金額の見直し（医療機関のみ）

補償金額について、医療機関の上限額を「200 万円」から「100 万円」に変更します。介護サービス事業所については、引き続き 50 万円に変更ございません。



なお、補償金は、直近の年間売上高から1日あたりの売上高を算出し、休業日数（最長30日までの休業を補償）と保険会社が定める約定支払い割合を乗じて損害額を算出し、補償金額を上限に受け取ることができます。

詳細につきましては、別添の制度チラシおよびQ&Aをご用意しておりますので、併せてご覧ください。

<お申込みについて>

■募集受付開始：令和4年11月21日（月）より受付開始

なお、既にご加入いただいている会員には、日本医師会休業補償制度事務局より、契約時にご登録いただいたメールアドレスに「更新案内」を別途メールで送付いたします。

■お申込み方法（WEBでの申込みのみ）

以下の日本医師会ホームページ（11月21日（月）開設）からWEB申込みにてお願いいたします。

[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/001378.html](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/001378.html)

■補償期間と掛金、WEB申込み締切日一覧

補償期間	掛金（1施設あたり）		WEB申込み 締切日時	掛金入金 締切日
	医療機関	介護サービス 事業所		
令和5年1月1日～ 令和6年1月1日	48,000円	18,000円	令和4年12月28日（水） 16:00	令和4年12月30日（金）
令和5年2月1日～ 令和6年1月1日	44,000円	16,500円	令和5年1月29日（日） 16:00	令和5年1月31日（火）
令和5年3月1日～ 令和6年1月1日	40,000円	15,000円	令和5年2月26日（日） 16:00	令和5年2月28日（火）
令和5年4月1日～ 令和6年1月1日	36,000円	13,500円	令和5年3月29日（水） 16:00	令和5年3月31日（金）

本制度は日本医師会会員を対象とした任意加入契約のため、令和5年1月1日以降も引き続きご加入を希望される場合には、改めてご加入申込み手続きが必要となります。自動更新とはなりませんので、ご注意ください。

■本制度に関するお問い合わせ先

日本医師会休業補償制度事務局（業務委託）

① 制度全般に関するお問い合わせ

TEL 03-3243-8982（平日9:30～17:00（土日・祝日除く））

E-mail [jmabi2020@web-tac.co.jp](mailto:jmabi2020@web-tac.co.jp)

② 保険料振込みに関するお問い合わせ

TEL 03-6704-4016 (平日 9:00~17:00 (土日・祝日除く))

E-mail 2020jmabi@tokio-mednet.co.jp

補償金請求に関するお問い合わせ

東京海上日動火災保険株式会社 医療・福祉法人部 営業第一チーム

TEL 03-3515-4414 (平日 9:00~17:00 (土日・祝日除く))

E-mail [jmabi2020@tmnf.jp](mailto:jmabi2020@tmnf.jp)

【「お知らせ」への別添資料】

- ・休業補償制度案内チラシ
- ・休業補償制度 制度発足からの補償改定の全体像
- ・【令和5年1月始期】日本医師会休業補償制度に関するQ&A

上記の制度案内チラシやQ&Aは下記HP (11月21日(月)開設)にも掲載しております。

[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/001378.html](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/001378.html)

制度案内チラシは日医ニュース11月20日号および12月20日号に同梱の上、送付する予定です。

なお、新型コロナウイルス感染症に対応する制度として、日本医療機能評価機構が運営する「新型コロナウイルス感染症対応 医療従事者支援制度」もございましたが、令和4年度は募集停止となっております。

本件につきましては、下記HPをご参照ください。

[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009628.html](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009628.html)